

平成 30 年 7 月 20 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会
理事長 川 西 基 雄



要 望 書

高齢者福祉の推進につきましては、日頃から格別のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月から消費税率 8%に改正され、平成 31 年 10 月には、消費税率が 10%に改正されることが閣議決定されています。

この消費税増税による支出増の影響はたいへん大きく、施設運営を圧迫するものであります。

一方、軽費老人ホームの運営費である事務費（現、サービスの提供に要する費用）補助金は、平成 16 年度に一般財源化され、都道府県によって格差が出てきています。

軽費老人ホームは、中低所得者および一部貧困層、精神疾患、知的障害、虐待被害者等の社会的保護を必要とする高齢者、そして要介護高齢者の支援を行う高齢者福祉の基盤施設として、長くその社会的使命を果たしているところであります。

今般の消費増税決定に伴い、施設運営に支障が生じることがないように、下記事項について前回同様、特段のご配慮を賜りますようここにご要望申し上げます。

記

〈 要望事項 〉

- 軽費老人ホームの利用料等に関し、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発 0530003 号厚生労働省老健局長通知）が示されているが、消費増税への対応として消費増税分を踏まえた「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」の見直し。

以上